

7. 市街地整備計画

7-1 市街地整備ゾーン

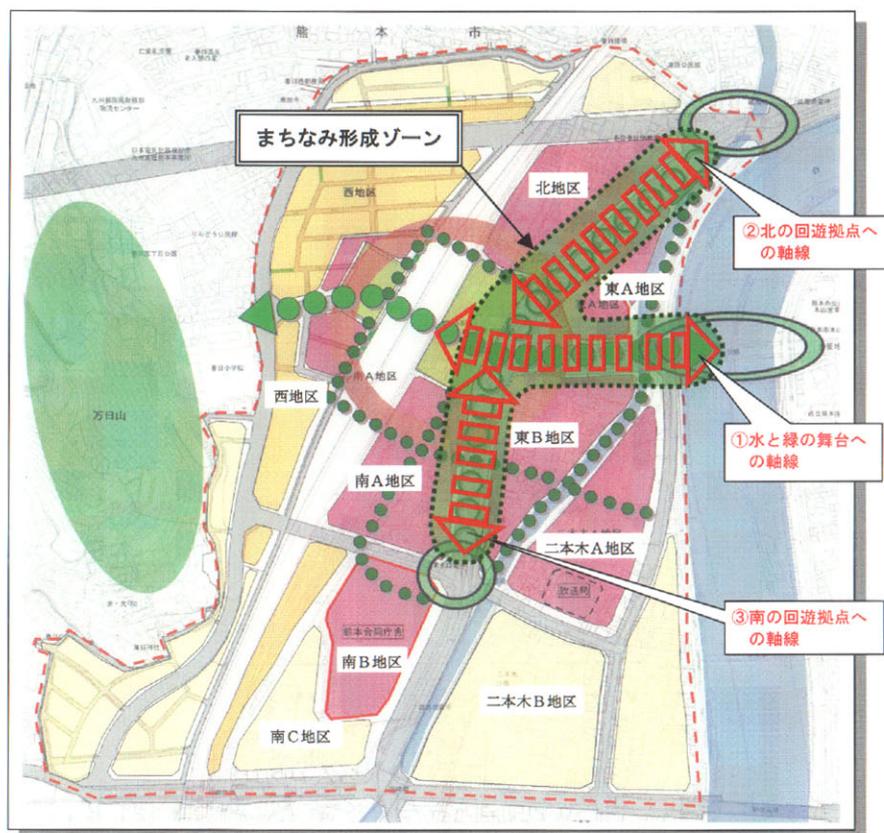
①まちなみ形成軸及び新たな歩行者の回遊動線の設定

- 1) 西側は区画整理事業による計画的な整備が進められていることから、東側の主軸である“アメニティ軸”及び“駅前顔となるみち”について、「出会いとふれあいの広場」から①水と緑の舞台への軸線、②北の回遊拠点への軸線、③南の回遊拠点への軸線については、各アメニティ空間を結ぶ人の流れのメインとなることから、「まちなみ形成軸」と設定する。
- 2) まちなみ形成軸周辺を『まちなみ形成ゾーン』と位置づけ、沿道は熊本駅周辺にふさわしいまちなみや人に優しいアメニティ空間を形成するために、民間開発等に合わせた壁面後退等により、公共空間の創出やまちなみ景観形成を誘導する。

②市街地整備ゾーン

まちなみ形成ゾーン及び新たな歩行者の回遊動線となる“街のみち”を含む北地区・南A地区・東A地区・東B地区・二本木A地区を『市街地整備ゾーン』と位置づけ、民間開発や個別建て替え等に伴い、良好なまちなみを形成するとともに、地区施設等の整備を進める。

まちなみ形成軸及びまちなみ形成ゾーンの設定



まちなみ形成ゾーン・市街地整備ゾーン

